

○避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものの指定について

平成 1 1 年 4 月 1 日

高広振組消防局告示第 4 号

改正 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 高広振組消防局告示第 2 号

改正 令和 元 年 5 月 2 8 日 高安消組消防局告示第 1 号

改正 令和 7 年 2 月 2 7 日 高安消組消防局告示第 2 号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成 1 1 年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第 1 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造として日本産業規格に適合するものを次のように指定する。

J I S Z 9 2 9 0（雷保護）－ 3 － 2 0 1 9

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に設置されている又は告示の施行の日から起算して 1 年を経過する日までにその工事に着手する建築物等の避雷設備のうち、この告示の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。